

# みんなでつくろう！「消費者市民社会」 ～私たちの消費行動が社会を変える～

私たちは日々さまざまなモノを消費しながら生活しています。人はみな消費者であり、消費生活は暮らしそのものです。近年はインターネットなどの通信機能が発達し、国内だけでなく海外から商品やサービスを購入する人も増えてきました。しかしその一方で、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄が環境破壊を引き起こし、地球温暖化が進んでいます。「消費者市民社会」とは、私たちがこれまでの生活を見直し、社会や環境に与える影響を考えながら行動し、一人ひとりが自分だけでなく周りの人々、未来の子供たちのことを考え、持続可能な社会の形成に積極的に関わっていく社会のことを言います。私たちの将来を大切に考えながら「消費者市民社会」を目指しましょう。

Q. あなたはモノを買うとき、何を基準に選んでいますか？



買い物はお金による「投票」です！

商品やサービスを購入するということは生産、販売する事業者を選ぶということです。

(例えば) 消費者…地産地消を考えて地元の野菜を選んで買う



販売者…地元の野菜の取り扱いを増やす



生産者…品質の良い野菜を多く生産するようになる



輸送距離が短く環境に良い、食文化の伝承や地域の発展につながる！



お金を使ってモノを買うだけでなく、モノを使うことや捨てることも含めて消費生活です。責任あるひとりの「消費者」として行動していきましょう。

## 消費者月間記念講演会

申込不要  
入場無料

「落語で知っ得！ 聞いて納得！！  
～消費者被害にあわないために～」

講師＝落語家 笑福亭鶴笑さん

日時＝5月24日(金) 13時30分～(受付13時～)

会場＝DMG MORI やまと郡山城ホール 小ホール

「訪問取引お断りステッカー」を配布しています

奈良県消費生活条例では、「訪問取引お断りステッカー」を貼っている家庭に訪問勧誘をすることが禁止されています。

訪問販売や訪問買取などの勧誘を断りたい人はぜひご活用ください。



## 今年もやります！電話機購入補助金制度

オレオレ詐欺にアポ電、しつこいセールス電話などを撃退したい人は…全国防犯協会連合会推奨の「優良迷惑電話防止機器」への買い替えに、最大1万円の補助金を交付しています。くわしくは市民相談室(内線245)までお問合せください。

問合せ＝大和郡山市消費者センター (☎ 53-1583)

※相談は、土・日曜と祝日を除く9時～16時、なお、ゴールデンウィーク期間(4/27～5/6)は消費者ホットライン「188」で受け付けています。